

再生可能エネルギー②

前回に引き続き、再生可能エネルギー（自然エネルギー）についてお話しますが、今回はその中の1つである風力エネルギーについてお話します。

風力エネルギーは、風を受けて風車を回し、その動力を中にある発電機につたえて電気を作ります。風任せとなりますが24時間稼働でき、コストが低く環境に優しい上、限りなく電気を生産できるため今後も期待されるエネルギーとなっています。風力発電は1890年代にデンマークで誕生し、普及と衰退を繰り返しましたが、1990年代頃から本格的に広まり、現在では道内において日本海側（宗谷、留萌、石狩、後志、桧山など）に482基あり、約53万キロワットの電力を生産しています。これは、道内の平均電力（約350万キロワット）の約15%に相当する生産量になるとの事です。

風力発電の長所として、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない点にあることや、場所さえあれば設置が可能であるという事です。日本は島国であり四季折々のさまざまな風が吹きます。この国は、冬の寒い時期も風が強風力発電に適しており、特に北海

道は有効な土地が多く、ますます風力発電が多くなっていくと予想されます。

風力発電には、燃料を運ぶコストや運ぶための熱量などの必要もなく、風力エネルギーを熱に交換した場合100%の効率が得られます。その一方、短所と思われる事は、風に左右されるため出力が不安定な点と、低周波による騒音や景観などの問題、その他にも鳥が巻き込まれる事故もあり、いろいろな対策・工夫などが求められています。風力エネルギーに対する新たな取り組みに資源エネルギー庁、産技開発機構（NEDO）や各関連団体が、調査・設置・研究費、資金借入れ、それらの補助といった労力を費やしており、新たな技術と振興と普及のために、さまざまな組織が関わっており、風力発電への関心の高さを示している昨今です。

■問い合わせ なよろっぽい家づくりの会事務局
(NPO法人なよろ観光まちづくり協会内)
☎01654@6711

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金のご案内

① 住民税非課税世帯

対象と思われる世帯の方へ、「確認書」と「申請書」を送付しています。
必要事項に記入し添付書類を添えて、それぞれ次の期限までに送付してください。

○確認書 4月28日(木)まで ○申請書 9月30日(金)まで ※両日ともに消印有効

※「申請書」による申請が必要な方について
支給対象者と判別できなかった方（令和3年1月2日以降に転入されたため、所得状況や税法上の扶養状況を把握できない方など）は、申請による手続きが必要となります。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、
世帯全員が住民税非課税相当となった世帯
(家計急変世帯)

4月中旬から受付を開始する予定です。申請や手続き方法は、ホームページをご確認いただくか、給付金担当までお問い合わせください。

※配偶者等からの暴力（DV）を理由に避難されている方

住民票が他市区町村にあり、配偶者等からの暴力を理由に名寄市に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで給付金を受けることができます。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

◇問い合わせ
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業担当（名寄庁舎1階）
☎01654③2111（内線3198、3199）